

# 広島県民間産業団地造成助成 活用ガイド（令和7年度）

広島県民間産業団地造成をされる事業者向けの活用ガイドです。  
詳細については、広島県 県内投資促進課にお問い合わせください。

## ▼ 対象要件

- 新たな産業団地の開発であること。
- 分譲地面積（法面を含まない有効面積）が概ね15ヘクタール以上の産業団地であること。
- 産業団地の所在地を管轄区域とする市町から同種の助成金等の交付が予定されていること。
- 産業団地を開発する市町の行政エリア内における企業ニーズ（分譲地面積以上に引き合い）があること。
- その他、産業の集積、雇用の機会の確保等、総合的に県経済の活性化に資すると知事が認める産業団地であること。

## ▼ 交付対象および交付額

- 知事が指定する民間産業団地造成事業を実施する開発事業者に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

### 【交付対象】

- ・公共施設（産業団地内の道路、公園・緑地、上水道・工業用水道、下水道・排水施設、調整池等）の造成に要する費用

### 【交付額】

- ・当該市町が公共施設の造成に要する費用に対して交付決定した額

ただし、造成区域内に中山間地域を含む場合にあっては、市町交付額に2を乗じて得た額

※造成区域内に中山間地域と中山間地域以外の地域がある場合は、造成区域全体に対する面積の割合により按分

(例1)

市町交付額：1億円 ⇒ 県交付額：1億円

(例2) 造成区域内すべてが中山間地域

市町交付額：1億円 ⇒ 県交付額：2億円

(例3) 造成区域50haのうち、中山間地域が30ha

市町交付額：1億円 ⇒ 県交付額：1億6千万円

(1億円×20ha／50ha + 1億円×30ha／50ha × 2 (中山間地域))

### 【交付上限額】

- ・公共施設造成費から市町交付額を除いた額又は5億円のいずれか低い方

お問い合わせ

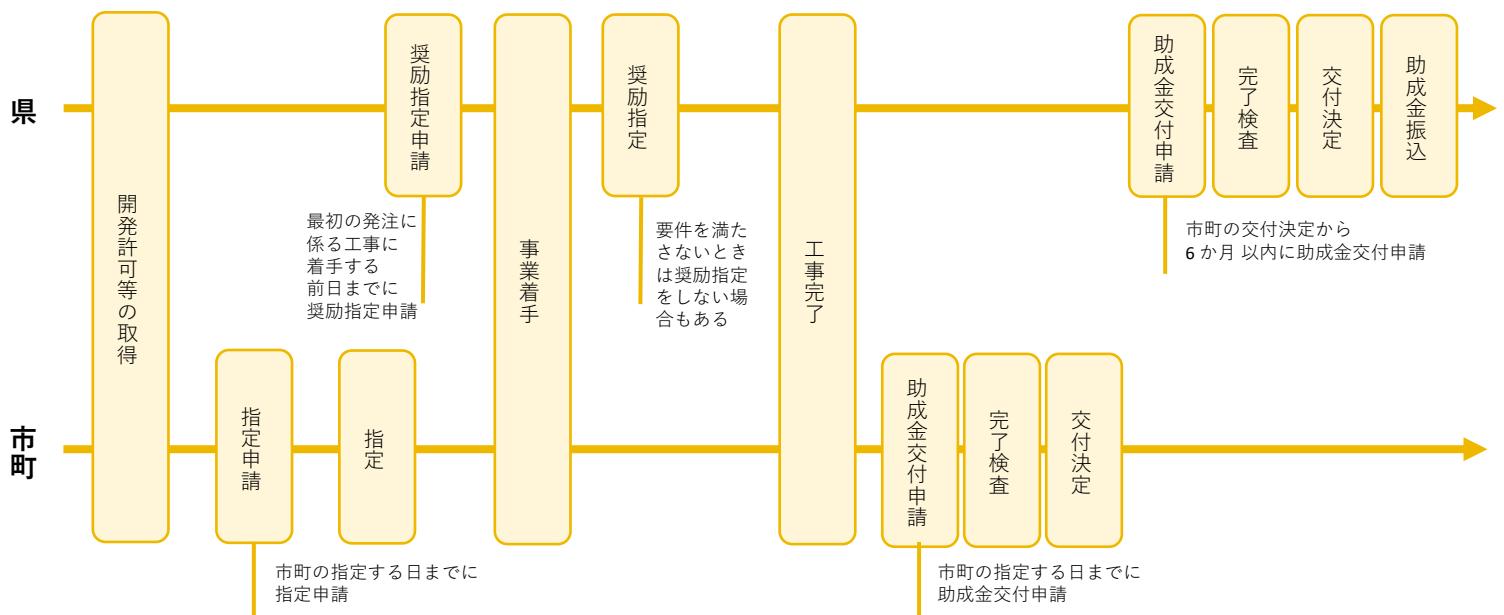
広島県商工労働局 県内投資促進課

TEL | 082-223-5151 E-mail | syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

もっと知りたい！  
(広島県の企業誘致ポータル)



## ▼助成制度活用の流れ



## ▼ 助成金の分割交付

助成金の額が2億円を超えた場合は、複数年での交付になります。

助成金の額	単年度交付限度額	交付年限
2億円を超えて4億円以下	初年度から2年間 2億円	2か年度
4億円を超えて5億円以下	初年度から3年間 2億円	3か年度

## ▼ 奨励指定後の事業計画の変更

奨励指定後、申請内容に変更が生じた場合には変更内容に応じて奨励指定申請時の工事完了日までに、事業計画の変更承認申請が必要になります。

主な例は次のとおりです。

- ・工期が1ヶ月以上遅れる場合
- ・奨励指定申請時の概算事業費（うち公共施設造成費を含む。）から±20%以上の増減が見込まれる場合
- ・奨励指定申請時の分譲地面積に増減が見込まれる場合

**工期完了前に申請内容の変更が必要かどうかの確認を行ってください！！**  
**必要に応じて県内投資促進課までお問い合わせください！！**

## ▼ 国等の補助制度との併用

- 国や市町等の補助制度と重複する場合、県の当助成制度においては、助成金（補助金）額の合計額が公共施設造成費を下回る限りは減額を行わず、協調的に助成していますが、補助事業によつては、国や市町等において他の補助制度との併用を認めないものもありますので、個別に確認してください。